

入札監理小委員会
第511回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第511回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年6月22日（金）14：55～17：40

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 政府米の販売等業務（農林水産省）
- 国有林の間伐等業務（農林水産省）
- 電子海図システム管理装置ほか一式借入保守（国土交通省）

2. 実施要項（案）の審議

- 行政情報システムの運用管理支援業務（農林水産省）
- ネットワークシステムの運用管理支援業務（宮内庁）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、小尾専門委員

（農林水産省）

政策統括官付 貿易業務課 牛草課長、椎名米流通調整官、齊官課長補佐、久野係長

（農林水産省）

林野庁 国有林野部 業務課 嶋田企画官、楠本係長

（国土交通省）

海上保安庁 海洋情報部 航海情報課 海図審査室 梶村室長

海上保安庁 海洋情報部 航海情報課

長尾上席海図編集官、浅野海図編集官、手登根係長

（農林水産省）

大臣官房 広報評価課 情報管理室 安藤室長、吉田課長補佐、池田係長

(宮内庁)

長官官房 秘書課 調査企画室

梶ヶ谷室長、小針室長補佐、志賀情報技術専門官、大屋係長、齋藤係長、本山専門職、

長官官房 用度課 相馬課長補佐

長官官房 主計課 大塚係長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第511回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は農林水産省の政府米の販売等業務の事業評価（案）、農林水産省の国有林の間伐等事業の事業評価（案）、国土交通省の電子海図システム管理装置ほか一式借入保守の事業評価（案）、農林水産省の行政情報システムの運用管理支援業務の実施要項（案）、宮内庁のネットワークシステムの運用管理支援業務の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、農林水産省の政府米の販売等業務の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

本件については、今期評価対象である平成25年度契約分とあわせて、昨年度、平成29年8月4日、既に評価審議を行った平成24年度契約分に係る実施状況報告の訂正及びそれを受けた今後の事業実施方針案と、2点を個別に審議したいと思います。

初めに、平成24年度契約分に係る実施状況報告の訂正及びそれを受けた今後の事業実施方針の審議を行います。実施状況訂正の報告について、農林水産省政策統括官付貿易業務課、牛草課長よりご説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○牛草課長 ありがとうございます。農水省貿易業務課、牛草でございます。よろしくをお願いいたします。

今、ご紹介いただきましたように、政府米の販売等業務ということで、平成23年度から民間委託先を公共サービス改革法に基づく民間競争入札のスキームにのっとり行ってまいりました。その後、平成28年度まで毎年この小委員会で実施要領をご審議いただいた上で選定入札を行って、それぞれの年度に複数者、具体的には3者の受託事業体と契約を締結して事業を行ってまいりました。

この事業、6年間の契約ということなので、一昨年、平成28年度の本小委員会において初めてこの公サ法の対象となった平成23年度契約分の事業について評価をいただいて、官民競争入札等監理委員会において新プロセスへの移行を認めていただいたということでございます。

本日、平成25年度契約分の事業について評価をお願いするわけですが、今お話ございましたように、この平成25年度契約分の報告を作成する過程で、昨年ご評価いただいた平成24年度契約分の報告について一部報告漏れがあったということがわかりまして、具体的には加工用のお米を出荷するに当たって誤った表示がなされていたという案件が1件あったということでございます。大変申しわけなく、お詫び申し上げます。

この後、報告書の修正についてご説明させていただきたいと思います。

そして次に、平成25年度分の事業でございますけれども、確保されるべき質に係る目標をちゃんと達成しているか、民間事業者の創意と工夫が発揮されて質の維持向上の点で具体的な成果を上げているか、経費の削減の点で効果を上げているかという3点の観点から報告書を作成してございます。

私どもとしては、平成24・25両年度とも事業の質は維持され、また経費については、以前、農水省がみずから事業を行っていた当時と比較して削減されていると認識しております。

それでは、内容を担当の椎名のほうからご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○椎名米流通調整官 貿易業務課の米流通調整官の椎名でございます。資料1-1に基づきまして、政府米の販売等業務の平成24年度契約分の実施状況について、訂正の報告をさせていただきます。

実施状況の訂正に至った経緯でございます。25年度に発生したこの不適正事案につきましては、平成24年度の契約状況の実施状況の作成時においては、平成25年度で該当する事案だと思っておりました。このように、契約の長い6年間の間で発生する事案につきましては複雑にわたっておりますので、今後、このようなことがないよう、リスクがどういうところにあるのかということ、事務方としては必ずやっていながら再発防止に努めていきたいと思っておりますので、申しわけございませんでした。報告させていただきます。

不適正事案の概要でございます。不適正事案の経緯につきましては、私どもが、農林水産省の地方農政局等が現地に実地調査を行います。そのときに、本来であれば、加工用原材料用のお米につきましては、丸加というような表示を付して流通させることによって、このようなとり違いがないようなシステムになっているところでございます。そこが、ちょっと表示が適正に付されていなかったということになりますけれども、ただ、これが問題に至らなかったということは、お米を売るときに、このような再調整工場まで受託事業者が運びまして、そこで買い受け人に引き渡します。再調整工場まで運んでいる段階は、丸加の表示が付されていなかったのですが、再調整工場の段階では、この事業者において丸加というような表示が付されて買い受け業者に流通していましたので、特段な重大な事案に発生することがない軽微な違反だというふうに考えております。

このようなことが発生いたしまして、このような、いわゆるA事業体に対して原因究明や再発防止策を命じました。それで、事業体において票せんの事前確認を行う等のチェック体制を強化しております。

一番今回の問題になると思います本事案の発生と民間競争入札の実施要項との関連性がございます。この用途限定米穀について丸加というような表示を付すというようなことは、本実施要項に規定されておりますので、実施要項としての問題はないというふうに考えております。ということからして、今回、A受託事業体が本事案を発生させた軽微な違反について、入札参加資格に関する事項でありますとか、対象公共サービスを実施する者を決定する事項に照らしても、この受託事業体の入札参加資格や落札決定者の地位に影響を与えるものではないというふうに考えております。

そうしまして、昨年度、評価していただきました平成24年度の実施分につきましては、「受託事業体は米穀の流通に関する法令の規定を順守して政府所有米穀の販売に努めていたものの、保管販売担当者の認識不足による不適正な事案（誤出荷）が1件発生した。当該受託事業体は、速やかに改善策を、善処策を図るとともに、再発防止策を講じた」と訂正して、再度実施状況報告させていただきます。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林水産省からの報告を受けた同事業の今後の事業実施方針案について、総務省よりご説明をお願いしたいと思います。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 ただいまの農林水産省からの報告を受けまして、今後の本事業の実施方針の案について事務局から説明します。

本事案については、誤出庫の発生という事実はございましたが、平成24年度契約分の受託事業体の政府所有米穀の受託数量約22万3,000トンに対する、誤出庫の数量約114トンの割合で見ると、約0.05%、極めて規模が小さいこと、かつ当該誤出庫の事案による安全等に係る被害が生じていないこと、また受託事業体は農林水産省と連携して速やかに善処策を図るとともに再発防止策を講じたこと、さらに本事案は入札に当たって農林水産省が作成した実施要項の内容に起因したのではなく、入札手続自体に問題はなかったことと判断されますことから、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針のⅢの2、新プロセスの手続きにおける「実施状況が思わしくないもので

改めて現行プロセスの事業を実施すべきものと判断された事業については、次期基本方針別表本文で整理する」という事案には該当せず、本事業の実施方針については、昨年の本事業の今後の実施方針に係る審議結果と同様に、引き続き新プロセスで実施するのが適当であると事務局としては考えております。ご審議をお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施状況報告の訂正及びそれを受けた今後の事業実施方針案について、ご質問、ご意見のある委員はご発言ください。

○井熊副主査 結果として、今ご説明あったとおり、軽微なあれだということと、途中でちゃんと訂正されて問題がなかったということなのですけども、参考として、今後の防止策として、事業者がどのような防止策を提案してきたかというのは、もしわかっていたら教えてください。

○椎名米流通調整官 この資料1-1に書かれています、業務改善に向けた受託事業体の対応というところに書いてあります。受託事業体は、もちろん、メインのところは販売の業務を行って、実際のハンドリングを行うようなことは、倉庫業者なりが行うということが実態となっております。なので、受託事業体の販売業者を行う面がしっかり倉庫業者のほうを指導するというようなことを、チェックをきっちりさせていただくとともに、用途限定の作業における作業手順を必ず、はい票せんであるとか、はい票せんに、出庫のときにはもう、引き渡すときにちゃんと表示はされていないのですけれども、このお米は加工用であるというようなことがはい票せんに書かれておりますので、必ずそれと突合しながら表示がされているかというようなことの事前確認をやるというふうに再発防止策で書かれております。

私ども、この再発防止策が適正に移行されるようにきっちり指導していきたいと思っております。

○井熊副主査 はい、わかりました。

○石堂主査 それでは、本事業の評価案の審議はこれまでとします。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、昨年度の審議結果につきまして、その結果を変更する必要はないということできたいと思います。

引き続き、新プロセスで実施することとして、審議結果を変更する必要はないという形

で監理委員会のほうに報告をいたしたいと思います。

それでは、本件はこれまでといたしまして、引き続きまして、平成25年度の評価（案）のほうの審議にまいりたいと思います。

貿易業務課、牛草課長よりご説明をお願いしたいと思います。既に説明された内容については省略していただいて結構だと思いますので、説明は5分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○牛草課長 ありがとうございます。それでは、私の方からは、先ほど述べたこととちょっと重なりますので、具体的な内容を椎名のほうからご説明申し上げます。

○椎名米流通調整官 政府所有米穀の販売等業務の平成25年度契約分の実施状況についてご報告、説明させていただきます。

事業内容でございます。この事業内容につきましては、皆様方ご承知かと思っておりますけれども、私どもの取り扱っているいわゆる政府米につきましては、食料法の第29条及び第3条に基づき、平成25年度に政府が買入れたお米を一旦預かって販売して、運送して、これを売り切るまで、一気通貫で行うような業務を委託しております。

ということから、このような備蓄米については、5年間の一定の期間保管して販売を行っていくことになっておりますので、事業実施期間につきましては、平成25年6月から平成31年3月31日までの6年間となっております。

平成25年度の契約分につきましてはの受託事業者については3者となっております、伊藤忠食糧株式会社、日本通運グループ（企業共同体）、三菱商事株式会社となっております。

契約金額につきましては、これは委託費の限度額というふうになっておりまして、各業者が188億円となっております。これは、委託費の限度額ということで実施事業期間中の限度額となっております。

受託事業者の決定の経緯をご説明させていただきます。政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札の実施要項に基づきまして、入札参加者が6者いました。その中から企画書なり入札書類を提出していただいて、入札参加資格を6者が満たすことを確認いたしました。入札参加資格を満たす者、例えば食糧法に基づく米穀の出荷販売の届け出を行った業者でありますとか、きっちり要項に基準が定められておりますので、その要項に満たす者の入札価格について、いずれも予算の範囲内であったことから、これ、60万トン、受託事業者が必要に即して販売することが可能となっている外国産米穀の委託予定数量の

60万トンの和に達するまで計算式を定めまして、その総額の低い者から落札者と決定している手続きになっております。

次が、実はこのような概要の中で確保されるべき質の達成状況と評価を説明させていただきます。冒頭、牛草から説明させていただきましたように、平成25年度分の事業の報告書につきまして、まず、確保されるべき質に係る目標について達成しているのかということとを説明させていただきます。

この実施要項においては、安全性の確保、適正な流通の確保、備蓄の適正な運営の確保及び民間の創意工夫の発揮の2つを規定しております。このような事業について毎年行う実施状況調査について、私どもはきっちり把握しております。その結果については、次のとおりでございます。実施状況調査では、委託費の経理処理状況でありますとか品質管理の6項目等について、いわゆる政府所有米穀の販売等業務の仕様書に基づき実施状況調査について確認しております。

政府所有米穀の安全性の確保でございます。その安全性の確保の前提として、いわゆる米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引等の記録の作成や保存を義務づけております。これは、事故が発生したときに流通ルートが特定できるような法令でございますので、この法律に基づく書類をきっちり5年間保存させるということが、まず重要になっております。さらにまた、政府所有米穀の保管に当たって、まず保管の中で受託事業者や民間の倉庫に再委託することになっておりますけれども、きっちり保管マニュアルに基づいて統一的な管理を行っているか、当然全国津々浦々一定の基準によって保管されないといけないわけでございますので、それが適正になっているのか。それで、政府所有米穀のうち、外国産米穀を販売するに当たって、その全容について、販売の前にかび状異物があつたかどうか、さらにかび毒の検査をしてかび毒の有無があつたかどうかを把握して、安全性があつたものを限定にして出荷しています。かび状異物があれば、当然廃却処分をしております。このようなかび状の確認につきましては、民間競争入札の実施前に比べて27.5トン／日から47.9トンと大幅な効率化が図られています。

先ほど説明させていただきました流通不適米穀、当然食に振り向けるべきではないようなお米につきましては、発生したのが73件、これは大量な量が発生したというのではなくて、ロットの中でちょっとしたものが発生したものが73件というようなものがあります。この73件に発生したものについては、きっちり廃掃法に基づく廃棄処分を行って農林水産省に報告しておりますので、このような流通不適米穀が市場に流通することは全く

ないシステムになっておりますし、確認をしております。

政府所有米穀の適正な流通の確保、今回は米の流通に関する法令をみんな順守しております。それで、あと販売等を行っておりますけれども、次のページにいきますけれども、この下に書いてありますが、販売の計画についてはほぼ同じような計画どおりになっている状況になっております。

さらに、いわゆる備蓄米の保管につきましては、農林水産省の備蓄運営の指針に基づきまして確実に行われております。備蓄の数量については18.4万トンについて買い入れて備蓄後、平時は、食用に供さないで飼料用等の非主食用に販売されることとなっております。

次のページでございます。備蓄の適正な運営の確保でございます。③でございます。当然、このような備蓄の運営をしているときに、5年間の間、長い間保管をして棚上げをして入れていくというふうになっておりますので、穀温であるとか湿度の品質管理について徹底して管理を行わないと、大不作が起きたときに食用に供給できませんので、このような質が維持できるようにきっちり具体的な品質管理の方法等を定めて管理をしております。かつ、それが備蓄米を安定的に保管、供給できる体制を整えていることとなります。

それと、その他各業務において確保されるべき質でございます。これにつきましては、全体的に農林水産省が業務仕様書を定めて、その中で受託事業者が業務方法書を作成して、農林水産省の承認を得た上で業務を行っておりますので、このような業務報告書であるとか仕様書に基づいて的確に業務を実施している体制が講じられております。なので、確保されるべき質に係る目標について十分達成しているというふうに考えております。

あとは、民間の創意工夫が発揮されているかでございます。このような質に係る確保の上で、受託事業者は、独自にいろんな知恵を出していただいているということになります。①の伊藤忠食糧につきましては、ちょっと抽象的になりますけれども、政府所有米穀の売り渡し資格者に売り渡し日を柔軟に対応することによって買い受け者の視点に立って販売を取り組んでおります。日通グループについては、所有米穀の運送・保管等業務に新たに携わる本社なり支店向けに年1回講習を行っております。三菱商事につきましては、DVDをつくって視覚的に管理が徹底できるようにやっております。当然ここは国がやっていたときよりも民間に委託したことによって創意工夫が発揮されているというふうに評価しております。

あとは、事業経費の状況及び評価でございます。経費の削減の点で効果が上げられてい

るかというような視点で書いております。当然、平成21年度につきまして、政府が、国がみずからやっていたときの経費でございますけれども、トン当たり3万5,157円で、25年度契約分については2万3,823円と、1万1,334円分の削減となっております。ちなみに、平成24年度につきましては2万4,572円ですから、さらに経費が削減されているという状況になっております。

次のページの6ページでございます。また、委託業務のうち安全性に係るかびチェックの荷役、かびチェックをやるときに毎回1個ずつ袋を解体してメッシュに通して詰めかえて送りますので、その経費につきましても、平成21年度、国がやっていたときには8,238円もかかっておりましたけれども、25年度契約分については4,006円の削減となっております。ちなみに、平成24年度につきましては2,192円でございますから、さらに25年度に経費は削減している状況になっております。

全体の評価でございます。全体の評価につきましては、そもそも農林水産省が作成する仕様書に基づいて受託事業者が自ら作成した業務報告書によって適正に行わせるというような厳格なシステムになっておりますので、流通不適米穀の食用とか市場に出る流通は全くないですし、事業の質が評価されていると思っております。経費についても、先ほどご説明させていただきましたように、平成21年度基準にしても下がっておりますし、前年度に比べましても平成25年度は削減しておりますので、十分削減がされていると思っております。

さらに、平成23年度から平成25年度までは販売手数料のみの入札でありましたけれども、その後、平成26年度から保管経費及び物品管理手数料、平成28年度から運送経費についても入札を行ってございまして、段階的に経費削減に取り組んでおります。

次のページでございます。今後の事業につきましては、本事業について平成23年・24年度契約分の評価の結果を経て、新プロセスでの手続きが認められておりますけれども、平成25年度契約分についても良好な実施状況が得られていると思っております。

公共サービス改革法の第3条に基づく財政法の特例を受けているということ踏まえれば、平成24年度契約分についても引き続き新プロセスでの実施を通じて公共サービス改革法の趣旨に沿ってサービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることとしておりますので、評価のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）について総務省より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料A-2-1に沿って、総務省の25年度契約分に係る評価（案）につきまして説明させていただきます。

事業の概要等につきまして、実施期間、受託事業者、入札の状況につきましては、先ほどの説明のとおりであり、割愛させていただきます。契約金額（税抜）に関しましては、おのおの172億円程度となっております。

評価の概要としましては、引き続き新プロセスにより実施することが適当であるとしております。

2ページにまいりまして、確保されるべき質の達成状況につきましては、米穀の安全の確保においてマニュアルを保管し、倉庫に備えつけ、統一的な管理を行ったり、取引、搬入等に係る記録を作成したり、また、かび確認等全量を行ったことで適正になされており、適正な流通の確保に関しても、販売計画に基づき、加工用、飼料用と行われ、備蓄運営方針に基づき確実に行われており、全量飼料等販売されました。また、備蓄の適正な運営の確保に関しましても、保管マニュアルに沿って品質の保持に努められました。

3ページ、実施経費の比較を行いました。トン当たり経費では、約35%が削減されました。また、単純比較が可能なかびチェック荷役でも、50%以上の削減が達成されました。

評価のまとめとしまして、サービスの質の維持向上、経費の削減の双方が達成されたものと評価できます。

今後の方針としましては、競争性が確保されたこと、法令違反等もなく経費が35%程度削減されたこと、サービスの質において目標を達成したこと、農林水産省において外部有識者で構成される委員会等も設置されていること、これらのことから、引き続き新プロセスにより実施することが適当であると考えられます。

なお、26年度契約分から28年度契約分につきましては、現行プロセスとして監理委員会で実施要項を審議したという経緯がありますので、現行プロセスとして評価を行うこととしており、引き続き実施状況を確認することとしております。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございました。前提の事業の実施状況とか、競争性の改善状況とかにつきましては良好ではないかと思うのですが、資料A-2-3を見ると、だんだん年度が経るに従って、競争入札への参加者数が落ちてきているとか、あるいは、随契だった時代と比べると正しいかどうかわかりませんが、やっぱりちょっと顔ぶれが固定しているなという感じがするのですが、その辺はどういうふうに分かれていますか。

○椎名米流通調整官 お答えいたします。当然、複数のなるべく入札参加者が多く競争性が働かせるということが、一番原理原則だと思っておりますけれども、このような、まず国の販売の業務を行うに当たって、販売をきっちり行えるということが前提とまずなっておりますので、厳格は資格基準があると考えておりますので、誰でもがこのようなものができるというふうには考えていません。まず、そこは厳格に、国が売る財産を販売して代金を回収してもらえよう事業者、さらにそれは保管とか運送はみずからできなくて再委託を認めておりますけれども、販売に関しては、みずからきっちり売って代金を貸し付けできるような事業者に資格を与えることになっておりますので、おのおの参加する人が減ってきているのは事実ですので、なるべくこのような門戸を広げるような努力をしたいと思っております。

ただ、入札参加する人が減って競争が抑制になっているかというふうに分かるとは、私どもはしておりません。この4者の中で3者になり、1人が落選するというようなことの競争性というのは、実際ものすごくありまして、それはなぜかといいますと、6年間業務をやっておりますけど、毎年毎年6年間やり続けるということで、間があくというようなことが、このような業者はおそれます。なので、必ず落選しないというようなことを、動きを出して行って、行為がありますので、この4者については引き続き参加していただいて競争が発揮されるというふうに分かっています。

以上です。

○石堂主査 お答えのご趣旨はよくわかったのですが、これまでこの表を見たときに、例えば全国通運とか豊田通商とか兼松とか入ってこなくなった。説明会の参加業者の数は、この応札者より多いわけですが、この中には入っているのですか。

○椎名米流通調整官 実際、一部の人は入っておりますけれども、多くは入っていないというのが事実でございます。

○石堂主査 井熊先生からおっしゃったように、だんだん減ってきて、4者応札が3者に

なると、急に競争性がなくなってしまうような気がしますので、4者あるからいいというより、やっぱりもう1者、2者、そこにいてくれる状況をキープするのが望ましいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○椎名米流通調整官 私の説明の仕方、申しわけございませんでしたが、当然、私どもとしても危惧してございまして、なるべく入札参加者を増やして競争を働かせて、このような質の向上であるとか経費の削減に努めていくことは十分肝に銘じて進めてございまして、よろしくお願ひいたします。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局、何かございませいか。

○事務局 いえ、特にございませいか。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、引き続き新プロセスにより実施することとして、監理委員会に報告いたしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

（農林水産省退室、農林水産省入室）

○石堂主査 それでは、林野庁の国有林の間伐等事業の事業評価（案）についての審議を始めたいと思ひます。

最初に、事業の実施状況について、林野庁国有林野部業務課、嶋田企画官よりご説明を願ひしたいと思ひます。なお、説明は10分程度で願ひしたいと思ひます。よろしく願ひします。

○嶋田企画官 ただいまご紹介にあずかりました林野庁国有林野部業務課の嶋田でございませいか。よろしくお願ひいたします。

資料2に従いまして説明させていただきます。

民間競争入札実施事業「国有林の間伐等事業」の実施状況についてですけれども、本事業、健全な森林の造成のための間伐等、それに加えて、複層林へ誘導するような伐採とか、あるいは植栽等も含めて、壊れにくい路網をつくるとか、さらに林業機械なんかを組み合わせた作業システムを工夫するというようなことを複数年である程度規模を大きくしてやっていたらこうということに取り組まさせていただきます。

今回報告しますのは、2の事業期間なんですけれども、平成28年度に契約いたしました事業で、3カ年で今年度中に完了する事業につきまして実施状況を説明するというございませいか。

3番でございます。受託事業者でありますけれども、私ども国有林、7つの森林管理局で国有林野を管理、経営しております。北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、それから九州の7つの森林管理局の中で、さらにその下に森林管理署、あるいは森林管理署の支署というのがあるんですけれども、こちらで事業の実行をしておるということでございます。資料2の一番最後のページに別紙というものがついております。そちらをご覧くださいただければと思いますが、平成28年度から3カ年度にまたがってやるという事業につきましては、ここにあるとおり、16カ所、16の署でやっているということでございます。

本体のほうへ戻ります。

本事業の実施に当たりまして、あらかじめ達成すべき事業の質といたしまして、4つの事項を設定しております。事業全体の企画立案及び進行管理等、それから間伐等、路網整備、植付、この4つの事項を設定いたしまして、それぞれ現場での監督検査に加えまして、毎年度実施状況に関する調査、これを先ほど言いました森林管理署等の組織を使って行っているところでございます。

この実施状況調査の中で、さらにその4つの事項に関連する10の項目、括弧書きがありますけれども、工程管理でありますとか労働生産でありますとか自然環境への配慮でありますとか、そういった項目につきまして受託事業者からあらかじめ提案のあった内容の達成状況を実施状況として把握、確認しているということでございます。

資料B-4、それからB-5がその調査の結果でございます。B-4のほうは数値的な目標を立てているものについてどうなったかというもの、それからB-5が、先ほど申し上げました4つの事項等の項目について、年度ごとに達成具合を○、△で評価したものであるということでございます。それぞれ28年度に契約して29年度が終了した段階での評価、結果ということになります。

2ページでございます。2ページ以降、事項ごとに達成状況を説明いたします。時間の関係もありますので、主に課題として、こちらとして認識していたものを中心に説明させていただきますと思います。

まず、事業全体の企画立案及び進行管理等、1番ですけれども、その中の企画立案につきましては、全ての受託事業者のほうで労働生産性の数値目標、その他いろんな事項があるんですけれども、いろんな工夫に関する取り組みを企画した事業計画書をつくっていただきまして、それを森林管理署のほうで承認をしているということで、ここは満足に行われているということでございます。

それから、進行管理について、先ほど数値的な目標に対する達成状況はこうなっていますというような資料B-4のこのものを紹介させていただきましたが、その中で間伐等の面積、それから集造材材積、ここでは生産量と言わせていただきます、については、全箇所おしなべてみると計画どおりにほぼやられているということでございます。個別の箇所ごとに見ると、1カ所、静岡の天竜署で積雪等がありまして、それでアクセスのルートが変わったりというような事情がありまして、事業期間中の作業システムが見直されたというようなことがあって、29年度までの進捗率が低くなっているということがございます。

それから、間伐面積、あるいは生産量の進捗、これは計画どおりに進捗していない箇所が胆振東部署、それから盛岡署、飛騨署と3カ所あるんですけども、それらは大雨でありますとか、あるいは例年とは違う時期の降雪、あるいは例年よりも多い降雪、それからそれらに伴う路網の荒廃等で計画どおり進捗しなかったというような事情があるということでございます。

③にいきます。主な提案の達成状況についてでございます。技術の向上と労働生産性という項目を設定しておるんですけども、技術の向上に関しましては、群馬署におきまして、事業体のほうから作業員に対する研修をやりますというような提案、計画になっておったんですけども、それが実際ちゃんとやっていないというのがありましたというのが書いてあります。

それから、労働生産性目標につきましては、これは作業員1人1日当たりの生産量、集造材材積を立方メートルであらわしまして、それを目標としてそれぞれ箇所ごとに、3年間でどこまで持っていくかという目標を立てておりますが、29年度までの時点で8割以下にとどまっているのではないかとこのところがありますというのが胆振東部、天竜及び飛騨署でございます。それらの主因につきましては、これも先ほども申し上げたことと重複しますが、台風等の影響による路網の整備とか復旧作業、あるいは作業システムの変更により、そちらに人工をかけざるを得なかったというような事情があって、先ほど言いました1人1日当たりの立米数が若干低位に終わったということでございます。

それから、自然環境への配慮、安全対策について、これは単年度ではあるんですけども、例えば監督業務を行う中でちょっと濁水防止措置が不十分であったとか、あるいは保護具を着用するところがきちんと提案どおりなされていなかったというのが見られたというようなことがあります。ただ、その安全対策については、全体としては各実施箇所事業体さんがリスクアセスメント等を実施して労働災害というのは未然防止に努めて、特段問題

は起こっていないということでございます。

それから2番にいきます。2ページの間伐等でございます。これにつきましても、残存木の保全や作業システムという項目があるんですけども、作業に伴って残しておく木に当て木をして、それが傷つかないようにというようなことをするような提案になっているんですけども、そこがちょっと一部抜けていたとか、あるいは、高性能の林業機械を使って効率的にやりますということだったんですけども、若干その使い方が十分じゃなかったというようなことがありました。

ただ、間伐という、要するに人工林の立木の密度を調整するという意味では、指定された伐採率はきちんと順守されておりまして、林分全体としては適切にやられているというふうに考えております。

それから3番、路網整備でございます。路網整備につきましては、水処理等について監督員等から指導するような事例はありましたが、全体としては森林作業道の作設指針等に基づいてしっかり計画され開設されたというところでございます。

植付でございます。複層林へ誘導する伐採後の植付、これは5カ所で計画されておったんですけども、それぞれコンテナ苗といいまして、非常に植付作業の省力化につながる苗木の規格ですが、こういうものを活用したり、あるいは苗木の運搬に木材を搬出するときに使った重機を使って運搬する、こういったことで効率的、効果的な作業が行われたというふうに考えております。

これらの評価につきましては、今説明しましたとおり、事業全体の企画、立案、進行管理に関しては胆振東部、盛岡、天竜、飛騨の4カ所を除きまして、全体を除き、技術の向上を図って目標とした間伐面積、生産量は確保したということでございます。

また、間伐等の実施に当たりましては、一部で提案どおりに実施されなかった箇所はありますけれども、伐採率であるとか残存木の著しい損傷等は生じていないということで、それなりの質でやっただいているということでございます。

さらに、路網整備につきましても、一部路線延長の不足等も生じましたけども、間伐等材の搬出は支障なく適切に実施されていると。植付につきましては、全ての箇所適切に実施されているということでございます。

繰り返しになりますけれども、課題として残るのは、工程管理の部分とか技術の向上と労働生産性、自然環境への配慮、その他安全対策、残存木の保全、作業システムの項目において一部提案を下回る実施にとどまった箇所があるというのが課題として考えておりま

す。

3 ページ下の民間事業者からの改善提案でございます。いろんな提案があるんですけども、特に間伐等の作業システムにつきましては、ハーベスタといたしまして、立木の伐採とか枝払い、玉切り、集積、今までそれをチェーンソーを持って人間が林地を歩いてやっていたような作業を一気に機械でやらせるというようなシステム等の提案がなされておりました、実際、そういった機種を新規に、この事業の期間内に導入するような例も見られております。

また、路網の開設につきましては、現地の発生資材、具体的にいうと枝でありますとか、あるいは伐根でありますとか、そういったものを使いながら排水処理をやりますというようなことをやっておるんですけども、そのあたりもしっかりやられておりますし、また路網の線形を決めるため、あるいはそれを実際に開設していく際にGNSSを活用したり、あるいはバックホウに立木伐採の機能をつけたようなアタッチメントが最近出てきておりました、そういったものを使う機種の導入に取り組んだ事業者もございます。植付についても、コンテナ苗等が活用されてございます。

ちょっとすいません、急いでやります。実施経費の状況及び評価なんですけれども、応札者数は単年度に普通にやるものに比べますと、若干、0.2 者下回っております。落札率は、予定価格に対する落札率につきましては単年度に比べると若干上回っております。平均請負単価につきましては、1,182 円安価な実施となっているというものでございます。

それから、こういった平均応札者数の関係で、事業体にアンケートをとっておるんですけども、どうして入札に参加してもらえなかったのかというようなことを聞いたところ、3分の2の事業者が、既にほかの単年度事業、あるいは民有林の事業等で事業量を確保しているというが一番大きな理由として上げられるということが結果としてありました。

評価としましては、2カ年度以上継続して実施しているところで高性能林業機械の導入なんかを通じて経営基盤の強化に資する側面も、本事業ではあったのかというふうに考えております。

また、請負単価が単年度事業と比較して安価になったということにつきましては、いろんな要因があるとは思いますが、我々から見ると経費削減に関して一定程度の効果があったというふうに考えております。

その他、サービスの質の確保については先ほど説明したとおり、幾つかの項目によって課題が残っているというふうに考えております。

今後の、次期事業の方針なんですけれども、応札者をさらに拡大するための取り組みというものは、28年度から徐々にやっております。これを引き続きやっていくということで応札を促して競争率の向上を図りたいと思っています。

また、29年度から、3カ年ではなくて2カ年度にわたる事業というのもやっておりますので、その規模がどうなのかとか、期間がどうなのかというようなところについては、これから確認していく必要があると考えております。

そういった工夫はこれからしていくんですけども、先ほど縷々説明しましたサービスの質の確保について、やや課題が認められるところにつきましては、事業体等をしっかり指示するなり指導するなりというような取り組みが必要だと考えております。

時間が超過して申し訳ございませんでした。以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。続きまして、当事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。時間は5分くらいをお願いします。

○事務局 では、総務省より、先ほどの当事業に関しまして評価のほうを説明させていただきます。

資料B-1をご覧ください。

事業の概要等につきましては、先ほど林野庁より説明がありましたので割愛させていただきます。

2ページ目のほうに移りまして、次に、評価でございますが、林野庁から提出されました平成28年4月から平成30年3月までの実施状況についての報告に基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行うということで、評価をしております。

また3ページのほうをご覧になっていただきたいと思いますけれども、先ほど同じく林野庁からも説明がございましたように、大きく4つの事項の中に関連する10項目に分けてサービスの質を設定しておりますが、その確保されるべき質の達成状況としまして、ご覧のように、1つ目の工程管理（集造材材積）におきまして、間伐等の面積及び生産量において4カ所、胆振東部、盛岡、天竜、飛騨署におきまして進捗率が目標に達しなかったということでございます。

また、次の技術の向上と労働生産性につきましても、労働生産性の進捗状況におきまして3カ所、胆振東部、天竜及び飛騨署におきまして、同じく進捗率が目標に達しなかったということでございます。

また、次の自然環境への配慮につきましても、日高北部署におきまして濁水防止措置が

効果的でなかったと。

また、安全対策については、秋田署のほうで、単年度ではあるわけですがけれども、保護具の着用が提案どおりになされていなかったということです。

あと、残存木の保全、続けて作業システムにおきましても胆振東部においては、例えば当て木が十分実施されていなかった。また、群馬署においては効率的な作業が行われていなかったということが見られまして、一部提案を下回る箇所があったことから、サービスの質としましては課題が残るという形で見ております。

次に、実施経費でございますが、こちらのほうも、同じく、先ほど林野庁から説明がありましたとおり、本事業の実施経費につきましては、同一箇所の従来経費と比較することは難しいということもあって、別の単年度契約で行っている国有林の間伐等事業と平均請負単価等を比較して分析をしていますが、今回、平均請負単価につきましては事業規模が大きいほど間接費が縮減されること等によって、1立米当たり1,182円の削減となっており、一定の削減効果があったものと評価はしております。

次、またページをめくっていただきまして、以上を踏まえまして、評価のまとめでございますが、民間事業者の改善提案について、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価はしております。また、実施経費についても、単年度事業と比較すると、間接的には縮減効果等から、平均請負単価あたりでは、先ほど申しましたように1,182円安価になるなど、一定の経費削減効果はあったものと評価しております。

一方、確保されるべきサービスの質の達成状況につきましては、実施箇所全体では計画どおり実施され、確保すべき質の水準もおおむね満たされたと判断できるんですけども、先ほど申しましたように、工程管理や技術の向上と労働生産性、自然環境への配慮、安全対策、残存木の保存及び作業システムにおいて、一部の箇所においてその課題が認められるということで、今後改善が必要であるというふうに見ております。あわせて、競争性の確保についても、今期は全国で16カ所実施しているわけなんですけども、そのうちに1者応札となったところが9カ所ございまして、全体の過半数を超えるということもあって、この点についても課題が残るというふうに見ております。

最後に、今後の方針でございますが、業務の適正かつ確実な実施に向けて、先ほどの評価のまとめで指摘した内容について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削

減を図っていく必要があるものと考えております。

総務省からは以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。今後の方針については異論はございませんが、幾つか質問というか、まず、競争性についてですけど、1者入札のところと、そうじゃないところというのは、単価みたいなことで差があるかどうかという点が1つです。

あともう1つは、事業者が限られるという業かなというふうに思いまして、競争性の改善というものがどのぐらい今後期待できるのかという点が2点目です。

あともう1つ、業務の評価の仕方というのを、こういう業の特徴に合わせたほうがいいのかなと。例えば、工程管理みたいなところで、総務省さんの資料だと一部不適となっているけど、自然を相手の作業なんで、雪が多いとか、そういうようなことがあったときに、それをもって不適という評価をしていたら、いつまでたっても不適のままなんじゃないかなという感じがするので、こういうところはきちんと、こういう業務に即した評価にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

あと、B-5とかも見ると、この◎って何なんだろうなと見ると、提案どおりが◎で標準が△というふうになると、こういうのも少し違和感を覚えるなど。常に標準以上のことをやっていないとだめなのかというふうにも感じるのです。そうすると、標準以下というものがこの中で評価としてないわけで、こういうところの評価というのももう少し工夫したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○嶋田企画官 ありがとうございます。ご質問のあった、競争性につきまして、1者応札のところは単価でどうあらわれているのかというご質問だったと思います。

単価というものは、かなり作業条件等によるものが大きいので、なかなか一概には言えないんですけども、例えば資料B-3の一番最後のページを見ていただきますと、九州の宮崎北部署です。一番右の欄が市場化テストによる入札の結果ですけども、場所が違うんで一概に比べられないとはいいつつ、例えば1者応札だったんですけども、かなりここは安くなっているというような実態もあったり、逐一説明は割愛させていただきますけども、逆に、10ページですね、中部・中信署ですが、ここは4者参加し、同じ年度に行われた通常の事業に比べるとちょっと高めになっているというようなことで、明確な傾向

というのはなかなか申し上げられにくいのかなというのが正直なところでございます。

それから、事業者がどの程度、限られているのかと、そもそも競争性を増すというのがどこまでできるのかというようなご質問だったと思いますけども、ご指摘のとおり、かなり間伐等事業というものは地域性が大きいというのは実態としてあります。ただ、そうはいいつつ、そのとき、そのときの事情によって、例えばこういった3カ年である程度大規模で施行をするということになりますと、普段他で仕事をやっているような事業体等が入ってくるような可能性もありますし、そういったところをいかにうまく参加を促していくかということは1つあるのかなと。

それから、さらに言いますと、事業体さんのキャパシティをうまく上げてあげることが多分大切で、同じ2者なんだけども、今まで2者で200の仕事しかできなかったところが、ここの指標にもあわられていますけども、生産性を上げて300の仕事ができるようになれば、おのずと100の分についてはまた競争性が高まるというような効果も出てくるのではないかと考えていますので、そのあたりを総合的にやっていくということで、先ほど言った地域性の限界というものはそちらのほうで対応していくのが、大きく見れば大切なのかなというふうに思います。

それから、評価の仕方でございます。これもご指摘のとおり、自然条件の制約によってなかなかすばっと割り切れない部分があり、白黒つけるのが難しいんじゃないかというご趣旨ではないかと思うんですけども、これにつきましても、B-4で、このように、進捗率という形で予定と実績を対比させておりますけれども、例えば必ずしも100%に達しないものはだめだという評価は、一応しておりません。それぞれやんごとなき事情があったような場合には、それなりの、そういうことを踏まえた評価にしているという考えで、現場のほうに指示してやっております。

それから、「標準程度」とは何なんだという話ですが、我々、通常の単年度の間伐等事業においては、発注の際に仕様を定めて、その仕様に従っていれば合格ですし、従っていないければ不合格ということで、いわば契約不履行みたいな形になるんですけども、そこを標準というふうに定めていて、その部分については、全ての事業で達成はして、当然達成しているんで事業を続けています。ここの評価の仕方としては、普段やっている仕事のやり方よりも高いレベルで提案していただいていますよねと。その高いレベルよりもさらに上にいったものは◎、間のものは○ですと、それなりに提案に向けて頑張ったけれども、ちょっと足りないよねというのは○ですと。普段とこれでは全く一緒じゃないですかと。あ

あなたは提案したけども、そこまで全然提案は踏まえずにやっているんじゃないんですかというのが△というような形で、今まで一応そういった形で評価させていただいております。意味としては、そういうことであります。

○石堂主査 今回の評価のところは、私もちょっと気になったんですけども、例えば先ほど縷々説明いただいたところですが、標準を満たしていないと考えざるを得ないような表現のものがあるような気がするんですよ。

今回、これ、16件名全部一括りでやりますので、はっきり申し上げますと、1者応札がこれだけあったら、それだけでもまとめて継続になってしまうということなんですけども、もしも全件名複数応札があって「競争性」がオーケーだ、経費も全部下がっているというようなときに、この質のところだけが残って、いかどうかとなったときには、この今掲げている評価の基準では、いかにも曖昧になっているのではないかなという気がするんですよ。

例えば、結構細かい事項を挙げて、これ1つでもだめだったらだめとか、何かそうしないと、◎と○と△というだけの表示で、最後、これで決めようとなると、なかなか厳しいものがあるような気がしますので、この評価の方法と申しますか、これについて、次回までにいろいろご検討いただけないかなという気がします。

それから、1者応札対策の中で、業者さんからの声で、単年度事業をもうとっちゃったからというのは、これは今までもたびたび出てくる話。それからもう1つ、需要コストに見合うメリットがないというのも、この業務については結構今までも聞かれたような気がするんですよ。単年度事業が確保できたからということについては、早めに情報を流すなりスケジュールの調整というのが1つポイントだろうと。それから、事業コストのほうは、おそらく予定価格を上げることは非常に難しいんだろうと思いますから、先ほどのご説明にあった規模の見直しみたいな、1つの仕事のロットの具合を変えるというようなことしかないのではないかなと思いますので、その辺、具体的に提示して、複数応札が得られるように頑張ってくださいかなというふうに思います。

○嶋田企画官 ご指摘ありがとうございます。今のご指摘を踏まえて、またいろいろ工夫がどこまでできるか考えたいと思います。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、市場化テストを継続するというところで監理委員会の上に報告をいたしたいと思います。本日は、どうもありがとうございます。

(農林水産省退室、国土交通省入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、国土交通省の電子海図システム管理装置ほか一式借入保守業務の事業評価（案）について審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、海上保安庁海洋情報部航海情報課海図審査室、梶村室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○梶村室長 海上保安庁の梶村でございます。電子海図システムでございますが、これは海上保安庁が刊行している海図などを作成するためのシステムでございます。これにつきまして、26年7月から民間競争入札ということで、こちらのものを実施しております。

業務の内容としましては、この入札によりまして、機器の借入保守、それから取りつけ調整を行っております。

この契約ですが、26年7月から契約しておりまして、31年3月までの4年9カ月の予定で契約をしております。今回、実施状況の評価に当たりましては、26年7月から30年3月までの3年9カ月の分につきまして評価をいたしました。

受託している事業者が、NECネクサソリューションズでございます。こちらの受託業者ですが、入札しましたところ、1者応札となりまして、予定価格の範囲内ということで落札しております。

こちらの事業の評価ですが、評価項目、5項目設けておりまして、こちらの表のとおり、いずれもサービスの質としては達成しているという評価をしております。それから、実施しました経費の状況ですが、この市場化テストの前後で比較しますと、借入保守につきましては経費が削減しているというところがございますが、取りつけ調整につきましては経費が増えているというところがございます。全体といたしまして経費が増えたというところになっております。

それから、民間事業者からの改善の提案については、特にございませんでした。

全体の評価といたしましては、サービスの質としては確保できたと評価しておりますが、競争性の確保については、まだ課題があるのではないかと考えております。そのため、現

在、借り入れている機器でございますが、幾つかの時期に、複数台の機械がございますが、それを幾つかに分けて更新していくというものでございます。それをこの際、一括で更新してしまうとすれば競争性が増すのではないかとこのように考えているところでございます。そのため、現在、借り入れている機器につきまして、34年3月にあわせて一括更新することによって競争性が増す、それからコスト削減を図るとこのように考えているところでございます。

この事業で当たっている機器でございますが、31年4月から6月までにつきましては随意契約を行い、7月から32年3月1日までにつきましては、機器の更新を行わずに借入保守、延長を行うとこのように考えております。

また、34年に一括して更新をしたいとこのように考えておりますが、それにつきましても競争性確保のために市場化テストを継続したいとこのように考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 ご説明ありがとうございます。全体的な評価といたしましては、先ほどお話しいただいたように、サービスの質については確保できたということで評価できるということになっております。

ただ、1者のみの応札で今回ありましたことから、競争性の確保については課題が残っておりまして、その理由としては、こちらの電子海図システムの中の機器の契約がそれぞれ開始年度が違うということで、こちらを全部まとめることによって、平成34年3月1日から包括的に市場化テストにかけて、もっと多数の業者を呼び込もうとこのように提案させていただいております。

先ほどお話しいただいたように、平成31年度は借入保守予定期間内の平成31年4月1日から平成31年6月30日までは現行の受託事業者、NECネクサソリューションズと随意契約を行い、平成31年7月1日から平成32年3月31日までは市場化テストによる民間競争入札により機器の更新を行わない借入保守期間の延長を予定しております。

先ほど申し上げましたとおり、上記のとおり、本事業については公共サービスの確保されるべき質は目標を達成していると評価していますが、競争性の確保の観点では改善の余地があるため、競争性を確保ができる環境が整う平成34年3月1日以降の期間まで市場

化テストを継続することは適当と思われます。

事務局からは以上になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。何点かあるんですが、1つは、今回のいわゆる最初の設定費用が従来に比べて非常に高くなっているということについての原因というのは、おわかりでしょうか。

○長尾上席海図編集官 航海情報課の長尾と申します。平成21年度のときは、機器間の単純なデータの移行のみでした。平成26年のときは、データを重ねて表示させるGISのシステムに対応したシステムに変更しております。そのために、データ構造の変換とか、その変換後のテストのために移行作業費が増えております。

○小尾専門委員 もともと今回新しく入れたシステムは従来のシステムと違うシステムだったということですか。機能が増えている……。

○長尾上席海図編集官 そのとおりです。

○小尾専門委員 その部分はわかりました。それで、今後、全体の調達を合わせていくということを計画されているということなんですが、今、この提示された資料の中には、平成31年7月1日から34年3月31日まで機器の更新を行わない借入保守期間の延長を民間競争入札で行うというふうに書かれているんですけども、これ、今の機器ってネクサから借りている機器ということですよ。それに関して、ネクサから借りないで機器を延長して民間競争入札でやるって、実質上、不可能じゃないかと思うんですが、随契で契約期間延長するのであれば機器を入れかえないということは選択肢として考えられると思うんですが、民間競争入札をやりながら機器を延長するというのは、実質的には解としてはないんじゃないかと思うんですが、ここはどうお考えなんでしょうか。

○手登根係長 航海情報課、手登根です。今回の平成31年7月1日から平成32年3月までの期間、一般競争入札にかけるところで書かせていただいているんですけども、こちらについては、おっしゃるとおり、随意契約というところが通常の調達の方法だとは思いますが、もし仮にそういう参加する者がいるのであれば、少なくとも、随契よりも、もしあれば、随意契約よりも競争性が増すことが考えられる、想定されるということで、一応そういう形をとりたいなと考えております。

○小尾専門委員 ちょっと今よくわからないんですが、もともと今回の契約は31年3月31日で切れるということだと思うんですが、そうすると、多分、ネクサは、31年3月で償却が終わるような形で予算を積んでいるはずだと思います。そうすると、31年3月以降、その機器をそのまま使い続けるということであれば、もしかすると保守費用が多少上乘せになるかもしれないんですけども、事実的には賃貸借の部分ですね、その費用はほとんどかからないというふうに、普通は、一般的には考えられる。そこはちゃんと交渉されないといけないと思うんですが。

そうすると、そこにあえて競争性をというようなことって、あまり考えられないので、きちんと相手方と交渉をして随契でやったほうが明らかに値段は下がるはずだというふうに認識をしていますので、もちろん民間競争入札をやらないといけないという部分はあるかもしれないですけども、その後ろの部分に合わせて全体を一括調達したいということであれば、その間は、できる限りコストを下げながらそこへ向かうということを検討されたほうがいいのかというふうに思いますので、そこら辺は、ちょっと事務局と調整しながらということになるかもしれないんですけども、そういう形で進めたほうがいいのかというふうに思います。

○石堂主査 これは、市場を見ていても、新たな事業者が競争入札に参加するのが難しいだろうというような表現もあって、だけれども競争入札でやるんだという結論になっているのは、非常に苦しいところだと思うんですね。

国は、今、もちろんここ10年ほど原則競争入札ですずっとやってきているんですけども、一部、随契によらざるを得ない、あるいは随契によったほうが有利だというものがあるって、それは整理して随契やっているケースもあるんですね。ですから、多分、競争入札やらないといったときに求められる説明を回避するために、形式的にせよ、競争入札でやるんだというのは、あまり正攻法でないような気がするんですね。

今、小尾先生からご指摘があったように、通常、こういうものだったら随契が認められるというのは、どれか読めないかということを中心に整理した上で、随契にするか、その辺は考えどころでないかなという気がするんですね。

○事務局 事務局から失礼します。先ほど専門委員からご指摘があったような形で、随契のほうが明らかに安いというような形であれば、1度お見積もりをいただくような形で明らかに安いというような結果が得られるのであれば、評価案のほうを専門委員のご指摘の形で修正させていただいて、本委員会にというのでいかがでしょうか。

○石堂主査 随契で行けないかということのご検討は、今まであまりやっていないんですか。ただ、事実上、「これ誰も来ないよな」と思いながらやっている中で、思いきって随契にしないかという検討はあまりされてこなかったんですか。

○手登根係長 一応、随意契約というところも見据えてはやってきてはいます。

○石堂主査 そうしたら、今事務局のほうからあったように、いわば変な前提を置かずに、自分たちとして冷静に見ていけば、これはどう見ても随契のほうが有利じゃないかと。そうすると、法律の第何条の第何項かによって、これは随契でやっていいのではないかという整理をしたうえで、市場化テスト継続というよりも、随契に一旦移行して、その一斉取りかえの時期を待つというのを1つの結論としてお出しただいて、そこで決めるというのは1つ合理的な考えでないかなと思うんですよね。

時間的な余裕としては、どのくらいあるんですか。

○事務局 お見積もりいただいて提出いただくだけの時間はあるという理解でよろしいでしょうか。随契でのほうが明らかに有利だということをご検討いただいて、そちらのほうが、例えば業者さんにお見積もりいただくとかいう作業が必要になると思うんですけど、それをしていただいても、まだ今後の契約には余裕があるという理解でよろしいですよ。

○手登根係長 はい。

○石堂主査 そうすると、今度は監理委員会との関係で、ご検討いただいて、しかるべき結論をもらって、それで小委員会での結論にして、その次の監理委員会というスケジュールでいいですね。

○事務局 それは、検討は終了後の監理委員会という形になると思います。大丈夫です。

○石堂主査 あまり小委員会でそういう結論を出したことがないんですけども、今回は、ちょっとお持ち帰りいただいて、随契についても含めた検討をしていただいて。この市場化テスト継続しかないとなれば、その結論に戻ればいいですし、随契のほうが有利だから、この情報でもって随契に移行することは問題ないだろうということであれば、その結果をいただくということで進めていきたいと思っておりますけども、よろしいですか。

先生、いいですか。

○井熊副主査 いいです。

○石堂主査 本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局は、今の話でいいですね。

それでは、ちょっとご検討の結果を待って、再度我々のほうも考えるということにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。本日はどうもありがとうございます。

(国土交通省退室、農林水産省入室)

○石堂主査 それでは、続きまして農林水産省の行政情報システムの運用管理業務の実施要項(案)の審議を始めたいと思っております。

最初に、実施要項(案)について、農林水産省大臣官房広報評価課情報管理室、安藤室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○安藤室長 ただ今ご紹介いただきました農林水産省情報管理室長の安藤でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

農林水産省の行政情報管理システムの運用管理業務につきましては、平成25年4月から27年12月までの実施分から、この民間競争入札により実施しております。本日は、平成31年3月から33年12月までの第3期の運用管理業務につきましては、本委員会でご審議をお願いするものでございます。

資料D-3を御覧いただきたいと思っております。農林水産省行政情報システムは、平成25年6月に政府決定いたしました世界最先端IT国家想像宣言及び同年12月に策定されました政府情報システム改革ロードマップに基づきまして、省内に18あったLANシステムを平成28年1月と31年3月の2回に分けて統合することとした経緯がございます。調達につきましては、機器賃貸借と保守、2点目としてネットワーク関係、3点目として運用管理、4点目として工程管理の4つに分類してございまして、分離調達を行っております。第3期の運用管理業務につきましては、資料D-3の右下の黄色い枠の中の部分が2次統合拠点ということで、これらの植物防疫所、全国にある地方農政局などを31年3月に統合するということとなりますので、クライアント端末数が倍増するということとなります。ですから、現行の運用管理業務をほぼ倍の規模で運用していくということにつきまして、適切に対応できる体制や要件を実施要項で求めております。

第3期の調達に当たりましては、広く業者に入札に参加いただけるよう、応札後の準備期間を十分確保するとともに、作業実施体制及び作業実施者に求める資格の明確化や緩和を図るなど、実施要項の見直しを行っております。

また、その内容につきましては、意見招請を行った上で、各事業者から提出されました

ご意見等を踏まえて見直しを行っております。意見招請の公告に当たりましては、総務省においても関係団体に周知いただくとともに、当省においても可能な限り周知を行っております。

本日は、実施要項の見直しのポイント、意見招請の周知状況、意見招請の結果の3点につきまして、担当の吉田から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉田課長補佐 広報評価課情報管理室の吉田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私の方からは、第3期の実施要項につきまして、お手元の実施要項の見直しについてまとめております資料D-6、横判でございます。これにつきまして、実施要項の見直しのポイント、意見招請の周知状況、意見招請の結果の3つの観点から説明させていただきます。

まず実施要項の見直しのポイントをご説明させていただきます。資料D-6を御覧ください。

実施要項案の審議に当たりましては、前期の変更点を新旧対照表の形でご説明するのがわかりやすいと思っておりますが、本業務におきましては、第2期の調達手続後に「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が施行されたことから、これに従い作成した第3期の実施要項では、大幅に体裁が変わっております。

このため、修正箇所が膨大となるため、1者応札の解消に向けて改善を図った内容に絞り、まとめております。第2期の実績評価の審議の際、小委員会においてご指摘のあった内容につながる改善にもなろうかと思っております。1から4の大きく4つのポイントで、調達仕様書において修正を行った箇所を2期と3期を並べた比較表の形でまとめておりますので、次ページをご確認ください。

まず1つ目として、業務準備期間等として比較表を作成しております。改善区分にそれぞれの要件区分ごとに見直しを行った観点を記載しておりますが、第3期は第2期と同等、又はそれ以上の期間を確保するよう努めるなど、要件の明確化を図っております。

次ページ、3ページの矢印が引かれた表を御覧いただければと思います。こちらは、今回の実施要項で新たに加えた別紙4の役割分担表になります。本調達を受注してから運用までのスケジュールを横軸に、運用分担を内容別、作業員別に色分けし、本業務で行う範囲をわかりやすく明確化しております。

次に、4ページと5ページを御覧ください。2つ目としまして、作業実施体制ですが、

2次統合拠点に加えることにより業務範囲が拡大することとなります。対応可能な作業体制及び作業人員となるよう見直しを行っております。その上で、時間ごとの対応要員を明確化し、他事業者の作業に伴う立ち会い等をなくすなど、要件緩和を図っております。

次に、6ページと7ページを御覧ください。

3つ目としまして、作業従事者に求める資格ですが、業務範囲が広がっておりますので、適切に対応できる資格要件とすべく調達仕様書で認める要件を検討し、見直しをしております。その上で、サービスマネージャにつきましては、情報システムの運用又は保守のプロジェクト管理経験年数の緩和を行うとともに、各要員に求める資格の明確化を行っております。

次に、8ページを御覧ください。4つ目としまして、本調達は総合評価落札方式により行いますけれども、第3期におきましては、評価項目数の削減を行うこととしております。これにより、応札予定事業者の提案書作成の軽減につながるものと思っております。

なお、第3期におきましては、平成28年4月に施行されました「女性活躍推進法」に基づく「えるぼし認定企業」を評価するワーク・ライフ・バランスの推進を加点項目として追加しております。

次に、意見招請の周知状況でございます。資料はございませんので、口頭のみでご説明させていただきます。

資料招請の公告期間は30年5月25日から6月15日の約20日間ございました。この間、総務省にご協力いただきまして、総務省ホームページへの掲載や関係団体に周知いただき、関係団体のホームページ掲載や会員向けの会報で意見招請の実施について周知いただいたところでございます。当省におきましては、第2期の入札時において調達仕様書を受領した事業者及び入札説明会に参加いただいた事業者や他の当省システム関係業務で受注した事業者、計19者に対しメール及び電話で周知を行ったところでございます。

最後に、3点目の意見招請結果についてご説明させていただきます。資料D-7を御覧ください。A3判、横判でございます。

今回、意見招請期間に実施要項を受領した事業者が8者ございましたが、うち5者から35件の意見等をいただいております。資料Dの一番右の欄の修正の有無において色を付けておりますが、可能な限り仕様の明確化を図る観点から、4件について意見の反映を行っております。

1つ目は、ナンバー8の監視用回線についてであり、監視品目をより明確化するために

仕様を変更しております。

2つ目は、ナンバー20の不正アクセス監視機器（IPS）の保守についてであります。調達仕様書においては、IPSは本業務受注者が準備等を行うこととしていることから、保守の範疇を明確化するため、要件定義書の資料3、運用管理及び保守対象一覧に追記しております。

3つ目のナンバー34と4つ目のナンバー35につきましては、まとめてご説明いたします。意見内容は、ヘルプデスクと監視センターの立地に関する追加要件の提案であります。本追加要件を仕様に盛り込みますと、応札に参加できなくなる事業者が増える可能性があることから、本追加要件につきましては「望ましい」要件として仕様を変更しております。

また、いただいた他の意見等につきましては、認識の確認のための質問、機微な要件提案等であったことから、これらについては回答のみとさせていただいております。

私からは以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項案について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。いろいろご検討されていてあれなんですけど、これの競争性がなかなか得られないということに関しては、1つは事業の規模というものがあるかなど。その規模というのは、やはり事業者が、どれだけ人を出すかというような形なんですけど、このD-6の第2期と第3期の比較というのを見ると、私の読み方が悪いのかもしれないんですけど、例えば②のサービスデスクの要員数のところを見ると、第2期より第3期の方が人が増えているように見えるんですね。それで、表の下の方のヘルプデスクのところもやっぱり増えているように見えます。

これは、もっと人を出せという話になると、より競争性が低くなる可能性が高いんじゃないかなと思いますけど、ここはいかがですか。

○吉田課長補佐 ご回答させていただきます。冒頭から2次統合を含めて、農林水産省で1つのシステムということで、規模が現在の倍となることもございまして、サービスレベルを維持する、ユーザーである職員に対して適切に職員からの質問に対して回答等をしていただくといった意味では、サービスデスク、ヘルプデスクの要員を増加するのがベストかと思っております。ほぼ倍以上を今回、仕様要件としてございますけれども、現時点

においても、当初求めていた要員よりも多くの要員を一部出していただいているところもございまして、現事業者等々、この規模だったらどのくらいの人数が必要だといった話を伺いながら、本要件を定めたところでございます。

○井熊副主査 その点については、それだけ必要だというふうに算定されているというのはわかるんですけど、実際問題、それだけの人を張りつけることが出来る企業を見つけるためにはどうされたいと思いますか。

○吉田課長補佐 なかなかこういった業務を、それだけの期間に対して人数を集めるというのは非常に大変厳しいところではあるところですけども、我々としては、ホームページ等を見ながら、運用管理業務を請け負った経験がありそうなところをできるだけピックアップしながら、そういったところに声かけし、また入札仕様書等を受領したところに対して個別に、場合によっては対面でお話しながら、対応の可否について意見交換させていただきながら対応していきたいと思っております。

○石堂主査 よろしいですか。システムには全く素人なんであれなんですけど、資料D-1で評価の内容のところ、競争性が確保できなかった対策で、「①業務の品質確保に留意しつつ、業務実績・資格要件を緩和もしくは削除」って書かれているんですよね。今の資料6のところ、6ページとか7ページにある、いろいろこういう条件を満たしてくださいというのが、改善区分のところは、みんな要件の明確化というふうになっているんですよね。この前回と今回を比較すると、比較要件等について緩和という方向性は一貫しているのか、それとも場合によっては、前よりも事細かに定義されることで逆に事業者にとって厳しくなったりはしていないのかとちょっと感じたんですけども、それはどのようですか。

○吉田課長補佐 先ほどもご説明申し上げましたけれども、資料D-6で言いますと6ページ目の一番上とか、サービスマネージャに対して要件の緩和を行っていますし、ほかのところはほぼ明確化という形になってございますというところで、これ以上の緩和はちょっと今回はできなかったかなと思っています。

○石堂主査 この一番上だけは緩和だけでも、それ以外は明確化ですよ。

○吉田課長補佐 そうです。

○石堂主査 その明確化を通じて、受け手の方は、はっきりわかるのはわかるんですけども、それはつまりどちらかという入りやすくなるという解釈なんですか。

○吉田課長補佐 我々としましては、こういった形で明確化することにより業者がどういう者を当てればいいのかというところがわかるといったところで、要員選定に当たって準

備ができやすい、そのように思っております。

○石堂主査 例えば、具体的に運用管理業務に2年以上従事した経験というのが明確化として書かれていると、これは今まではなかった要件だとすると、今までは、例えば1年半でも入れたのが、今度は2年だからだめになると。何となく方向的に緩和でない方向になってしまう場合があるんじゃないかということなんです。やっぱり個別にはそういうこともあっても仕方がないということですか。

○吉田課長補佐 我々としては、より正しいきちんとしたシステムにするためには、ある程度の経験は必要といったところもございますので、今回、こういった縛りをさせていただいております。

当然のことながら、これまでも提案書をいただく際に、要員の資格なり経験年数等は記載いただいております。その中で判断はさせていただいたところではありますけれども、当然、例えば1年半の方、もしくは3年の方とすれば、点数的には経験年数の多い方が当然加点されるかと思っておりますし、そういったところから、我々としては最低限の経験年数は示した方がよろしいかと考えた上で、こういった形とさせていただいております。

○石堂主査 小尾先生、いかがですか。

○小尾専門委員 お聞きしたいんですけども、今回、統合されると言っている新たに統合対象になる部分というのは、ここの部分の運用管理というのは、今までどこかがやられていたんですか。

○吉田課長補佐 今回、この30年度に統合いたしますこの拠点の中で、運用管理を請負としているところ、外部に委託しているところはございません。1か所だけ「ヘルプデスク」という形で問い合わせを業者請負としているところはございましたが、後は、全て職員対応という形になっております。

○小尾専門委員 どうかという、先ほどちょっとお話もありましたが、新たに統合対象となるようなクライアントについて、結果的には、これが入ることによってどれだけの業務量が増えるのかという見通しが、そういう意味では、あまりクリアではない部分もあるのかなと。そうであるとするならば、仕様の中では、SLA等、そこについては、これぐらいはちゃんとしてねというのはきちんと書いた上で、人数に対しては、ある程度想定はこのくらいなんだけれども、そのSLAがちゃんと担保できるような人材を充ててくださいというような書き方のほうが、ある意味適切かなというふうには思います。

だから、もちろん人数、今想定されている人数がこのくらいだというのはわかるわけですが、ほんとうに欲しいのは人数ではなくて品質だと思うので、その品質を担保してくださいということを前面に出して、仕様では求めたほうがいいのかなという印象は持ちました。

それとあと、統合ネットワーク自体は、保守とかも含めてネットワークの構築及び保守をやられている業者さんがいるんですか。

○吉田課長補佐 当方のLANシステムに関しては、システムの構築保守、それから統合ネットワーク、運用管理業務、それから調達支援なり工程管理の支援業者と、4つの調達に分けてございますけれども、ご質問のありました統合ネットワークにつきましては、4年間の契約で行っており、保守も全て当事業者が受け持つこととしております。

前回（第2期）の小委員会の場合でもお話ししましたが、現在の運用管理事業者と統合ネットワーク事業者、同じ事業者がたまたまということになってございます。

○小尾専門委員 だんだん規模感が大きくなってくると、今回、時間的な問題もあってなかなか難しいところがあると思うんですが、やはり適切な切り分けというんですか、規模が大きくなればなるほど、そこにいろんなものが入ってきて、今回、IPSとか入っているんですけど、例えばこういうのって、本当は統合ネットワーク側でやってもいいような業務にも受け取られるわけですね。そういう意味では、単純に運用支援の部分にどんどん業務を追加するのではなくて、うまく規模感を、それこそこの規模感になるように業務を分割していくことを考えて、それぞれで調達をしていくということを検討された方が良いのでは。そうはいつでもそれぞれの規模感は大きいんですけど、それでもまだ他の会社が入ってくる余地が少しは出てくるのかなというふうに思いますので、ちょっとそこら辺、なかなか時間的に、来年の3月開始になっているので、今から大きく変えろというのはなかなか難しい面もあるかもしれないんですけど、そこら辺も含めて、今後検討された方がいかなと思います。

○吉田課長補佐 ご指摘ありがとうございます。当運用管理業務の調達に当たりましては、共同での参画を我々としては認めてございます。それぞれ専門のところとタッグを組んでいただいて応札に来ることを拒否しているわけではございませんので、そういった意味では、場合によってはそういったところで手を挙げてくる事業者もいるのではないかと考えてございます。

なお、今回いただきました委員のご指摘につきましては、次回の調達時に検討をさせて

いただきたいと考えます。

○石堂主査 よろしいですか。

○小尾専門委員 はい。

○井熊副主査 いいですか。

○石堂主査 はい、どうぞ。

○井熊副主査 いずれにしても、多分、この仕様書で、要項で、ある日突然公告とやったら、きっと1者入札になると思うんですよね。ですので、このくらいの条件で、出るためにはどういう条件にしたらいいかとか、そういうのをもっと公募前にきちんと民間に聞いて十分サウンディングした後に公告というふうにしていかないと、今、分割という話もありましたけど、そのときのそういうヒアリングの結果、そういう結果になるかもしれませんし、これで一発勝負というのは、ちょっと避けたほうがいいんだろうなと思いますけど。

○吉田課長補佐 ご助言ありがとうございます。先ほど言いました、今回、意見招請に当たりまして意見を出してきた5者の中で、今既存業者ではない業者が1者、結構乗り気だと電話では伺っておりますので、公告を出す前に対面で打ち合わせ等をさせていただいて、向こうの感触をより引き出していきたいと思っております。

○井熊副主査 すいません、戻りますけど、そういうチャレンジャーが今の人たちに勝つためには、こういう大きい業務をもっと効率的にやるようなアイデアなり何らかのものがあろうと思うんですよね。そうじゃないと、勝ち目は普通ないので。そういうようなアイデアとかをちゃんと盛り込めるような要件の緩和ですとか条件ですとかいうようなことを盛り込めていくようにしたほうがいいんじゃないかなと。それ、多分、一般論ではなくて、そういうチャレンジする気持ちがある人かどうかの特定の意見を聞かないと、そういう要項の改定というのはできないんじゃないかなと思うんですよね。

○吉田課長補佐 わかりました。いろんな事業者とお話しをさせていただきながら、今後の調達に活かしていければと思っております。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今、井熊委員の方からご意見ありましたように、関係業界に対して事前に前広に情報提供していただくということを前提にして、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしたいと思います。

今後の実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、主査である私に一任していただきたいと思いますが、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○石堂主査 それでは、なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(農林水産省退室、宮内庁入室)

○石堂主査 それでは、宮内庁のネットワークシステムの運用管理支援業務の実施要項(案)の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、宮内庁長官官房秘書課調査企画室、梶ヶ谷室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○梶ヶ谷室長 宮内庁調査企画室の梶ヶ谷と申します。本日はよろしくお願ひいたします。着席させていただきます。

今回、ご審議いただきます宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務の民間競争入札実施要項(案)でございますが、市場化テストの2期目となるものでございます。第2期目ということで、運用管理支援業務の内容自体につきましては、第1期目と基本的には同様なのでございますが、第1期目の事業評価の際にご指摘いただいた事項を踏まえ、さらにパブリックコメントにて寄せられた意見等を踏まえまして、今回、パブリックコメントでは非常に熱心に具体的な意見も寄せていただくこととなり、ありがたく受けとめているのでございますが、それらを踏まえまして、競争性の増大、またそのためのコストを下げるということについて、我々の検討を反映させたものでございます。

まず、主なものの1つ目といたしまして、実施要項(案)の17/140ページをご覧ください。ここでは、運用管理責任者、運用作業員という人員体制の要件でございます。第1期目では、運用管理責任者は非常駐、運用作業員については2名以上の常駐としておりました。運用管理責任者は仕様書上、週に1度打ち合わせ会議に出席いただくこととなっておりますので、全体で2.2人の体制ということが最低限の要件となっていたわけでございます。ただ、人数の要件をこのように固めてしまいますと、人件費の割合が大きいものですから、発注額との兼ね合いから、事業者側として何か工夫をしてコストを下げ、利益を得たり競争性を高めたりする余地がないのではないかとということが前回のご指摘でございました。

そこで、我々としても改めて検討を行いまして、まず平日5日フルに常駐者2名が必要

かについてでございますが、業務量との関係では、その必要はないであろうということになりました。それでも、従来、作業をしていただく場所がサーバ室という重要なエリアであり、不在にすることはできないが、ただ1人でずっと詰めるのも難しいということもあって2名以上としていた、そういう側面はございますけれども、ただ、連絡の取りつぎとかエリアの管理ということであれば、我々の職員1名を運用作業員1名のみとなる日にそこに配置して、当該職員としての業務は、それはそれで別途こなしつつ、エリアの管理にも当たらせるという対応は可能でございます。

ただ、職員を常にずっとそこに配置するとなりますと、我々としても厳しいのですが、週に数日であれば可能であろうと。そうすれば、サーバ室に1人だけになることも避けることができるというふうに考えました。

そこで、まず、運用作業員2名以上の常駐を今回改めまして、1名以上の常駐としました。あわせて、運用管理責任者については、従来非常駐だったわけですが、1名について平日の60%以上の勤務を求めることにしたいと考えております。先ほど仕様書上、運用管理責任者は週に1度打ち合わせ会議に出席ということを書きましたが、これは文言上の縛りとしての最低限度でありまして、運用管理責任者の業務は運用作業員のサポートであり、サポートが必要な場合にはその都度勤務するということもあり得たわけでございます。そして、これまでの実態といたしましても、その都度の記録はとっていないのですが、もっと高い頻度で勤務いただいていたという状態がございました。そういうことも踏まえまして、平日60%以上としたものでございます。

人員としては、合計で1.6人体制ということになりますので、人数に着目すれば緩和というふうにも言えそうでございますが、ただ、運用管理責任者の60%の常駐という点に着目すると、要件を強化していると、そういう面もあることになります。人員体制の検討に当たりまして、我々サイドの需要としては、要するに、単純労働というのではなくて、専門知識に基づく業務を求めていますので、あるレベルの常駐者ではある難易度以上の対応が難しい、そういうこととなりますと、そのような常駐者が1名でも2名でも対応できないものは対応できないということになってしまいますので、それであるならば、レベルの異なる方の組み合わせでの勤務を求めたいと、そのように考えたわけでございます。

この人員体制の要件につきましては、パブリックコメントで複数の意見が寄せられておりました。運用管理責任者につきましては17/140ページの4の2の(1)の③と④、これに意見が集中しまして、意見としては、さらに要件を加重してはどうかという、そう

いった意見もございましたけれども、③と④の要件は厳しいという意見が寄せられました。この点については、我々としてもさらに検討を行いまして、③と④は必要だけれども、同一の者が③と④の両方を有する必要はなく、例えば事業者の側で③を有する者を1人、④を有する者を1人の合計2人を運用管理責任者として選定して、ローテーションの中で、そのうちの1人が平日の60%勤務すると、そういうことでも可能というふうに改めております。

また、運用作業員の資格要件ですけれども、パブリックコメントにて運用管理責任者のサポートが得られる状況であれば、従事経験として5年以上ではなく3年以上でよいのではないかと、そういった意見が寄せられまして、これは、なるほどということ、次のページの1行目でございますが、反映させております。

人員体制の要件につきましては、今回、シンプルな緩和というわけではないのですけれども、これまでのものが我々としても不十分なところがありまして、それでいて事業者の側にとっても工夫の余地のないものであったというのを、今回は、我々の需要をさらに満たしながら事業者の側にとっても工夫の余地があるものに改めるというのがその趣旨でございます。

その他にも、幾つか改めた点がございまして、それについては担当の方からご説明いたします。

○齋藤係長 恐れ入ります。宮内庁秘書課調査企画室情報係の齋藤と申します。お手元でございます実施要項（案）に沿って、第1期からの主な変更点についてご説明させていただきます。

まず、10/140ページをごらんください。2.3本業務等の内容のところでございます。当初、運用管理手順書等の作成としていたところ、パブリックコメントにて手順書については基本的に情報システム構築業者が作成するものあり、運用管理支援業者が行うのは運用を踏まえた改善等ではないかという意見が複数寄せられ、確かにそのとおりでございましたので、反映させております。なお、現状といたしましては、構築業者が作成するものについてはきちんと作成されておりますし、また運用管理支援業者において運用上の改善がある場合には、それぞれ文書化が行われております。

同じく、10/140ページの2.3の一番下でございますが、⑥セキュリティ管理のところでございます。運用管理支援業者には、ウイルス対策ソフトウェアを最新に維持することを求めておりますが、パブリックコメントにおいて、最新に維持する対象を明確化し

てほしいという意見が寄せられました。ご指摘を踏まえまして、記載のとおり、応札を検討する上で作業量を把握できるよう、最新に維持する対象を記載しているところでございます。

続きまして、17/140ページに移らせていただきます。一番上の行の(12)というところでございますが、入札参加資格の緩和を行っているところです。当初、運用管理支援業者には入札参加資格としてISO14001の認証を取得していることを求めておりましたが、パブリックコメントにて参加資格を緩和すべく要件からの削除を求める意見が寄せられました。ご意見を踏まえて検討したところ、この規格は入札参加資格の1つとしてほかのところでも挙げておりますISO9001と比べて所得業者が少ないこと、またこの規格は環境マネジメントに関するものでございまして、宮内庁庁舎内で行う運用管理支援業務においては必須のものではないと考えられることから、新規の事業者の算入がしやすくなるように参加の資格要件から削除したところでございます。

続きまして、18/140ページをご覧ください。5.1入札の手続のところでございます。こちら、引き継ぎ期間の更なる確保を念頭において修正しております。第1期目につきましては、結果としましては応札業者が1者のみとなったわけでございますが、応札しなかった事業者にその理由を尋ねたところ、引き継ぎ期間が短いという指摘がございました。この点について、契約締結日から業務開始日までの期間で比較しますと、第1期目におきましても、その前が14日間であったのを57日間にしていたわけでございますが、さらに今回、平成30年10月上旬に入札公示を行う場合の前提とはなりますが、その引き継ぎ期間は12月中旬から翌年3月末までと3カ月以上を想定しているところでございます。

続きまして、67/140ページになります。こちら、上から2つ目のポツの箇所になりますが、ログを活用したネットワークサーバ等の監視のところでございます。当初、運用管理支援業者はログを1年間保管し、不正の検知等に役立てることと記載しておりましたが、パブリックコメントにて、ログの保管はシステム構築業者にて担保されるものではないかとのご意見がございました。ご指摘のとおりでございましたので、運用管理支援業者に求めることは、ログを活用し、不正の検知等に役立てることを明確化し、ログの保管まで求めていた記載を削除することで、応札を検討する業者が作業量を把握できるようにいたしました。

続きまして、79/140ページに移らせていただきます。こちら、最上段の箇所でご

ございますが、機器等の変動に関する支援でございます。機器等の変動に関する支援について、当初、各次期システム運用に必要な環境設定支援、検証等を専門的知識から支援、助言を行うことと記載しておりましたが、パブリックコメントにおきまして、検証等の支援範囲が不明確であるとの意見がございました。ご指摘のとおりでございましたので、支援、助言を行っていただきたい具体例を挙げるなど、応札を検討する業者が作業量を把握しやすいように修正させていただきました。

続きまして、82/140ページに移らせていただきます。こちら、3.11.4の試験の箇所でございます。次期システムに係る試験の支援でございますが、次期システム事業者の試験に関する支援を運用管理支援業者が行うことについて、パブリックコメントにおきまして、その支援範囲が明確ではないとのご意見がございました。ご指摘を踏まえまして、行われる試験の実施主体はどこなのか、運用管理支援業者には実施に必要な端末などの用意を求めること、本務に支障がない範囲で協議の上で支援の協力を求めることなど、支援の範囲が明確化されるように追記させていただきました。

主な変更点は以上でございます。

続きまして、参考資料の5の方の説明に移らせていただきます。お手元に配付させていただいております参考資料5、次々期の宮内庁ネットワークシステム運用管理の調達についてのご説明でございます。

恐縮ですが、参考資料5の方をご覧いただければと思います。

初めに、統合の概要でございますが、宮内庁ネットワークシステムに係る調達について、ご説明させていただきます。資料の表にありますように、これまでの宮内庁ネットワークシステムに係る調達は4つに分けて行っておりましたが、その整理を行い、2つに統合して調達を行います。その中で、運用管理支援業務については、基盤サーバ群に係るものが中心となっているため、宮内庁ネットワークシステムのサーバに関する部分と統合します。統合後は、宮内庁共通基盤システムとして、このシステムの構築・保守と運用管理支援業務の調達を統合して行うこととしております。

続いて、統合による競争性の確保についてご説明させていただきます。現行では、宮内庁ネットワークシステムの構築・保守に係る調達と、運用管理支援業務に係る調達を別契約としておりますが、運用管理支援業務の調達に際し、宮内庁ネットワークシステムの構築・保守業者は優位な立場に立つこととなります。すなわち、構築・保守と運用管理支援とでそれぞれの事業者が異なる場合は、運用管理支援業務を担う業者はシステムに習熟す

るための日数を相当に要する、システム上のトラブルがあった際、保守として対応する事案か運用管理支援として対応する事案かをめぐり事業者間の調整が必要となるといったことが生じます。これに対して、構築・保守業者が運用管理支援業務を行う場合は、システムに関する知識を得る、習熟することがより短い期間でできる、あるいは不要とすることが可能になります。また、システム上のトラブルがあった際も、運用管理支援業者とシステムの保守業者が同一のため、どちらの立場の者が対応するかという調整を省略することが可能となるという優位性があり、これらが運用管理支援業務の競争性を妨げる要因であったろうと考えております。そこで、次々期の調達においてシステムの構築・保守と運用管理支援業務を統合して調達すれば、このような特定業者の優位性はなくなると考えられ、競争性は確保されると考えております。

なお、以上述べたことと表裏の関係ではありますが、システム構築・保守と運用管理支援業務の調達の統合は、システムのユーザ側から見ればトラブル発生時に円滑な対応を受けることを可能とするものであり、サービスの質の向上に資するものとも考えております。

以上、宮内庁側からの説明を終了いたします。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。まず、次々期というか、次の調達がこれで競争が改善できるのかどうかという部分なんですけど、人員の負担とか、2人が1.6人になったとかという、若干のあれはあるんですが、今、このシステムをつくった会社がずっと業務を受託していて、ほかの会社が出てこないとか、出てこない理由というのは、そういう業務負担の問題なのか、あと業務負担と引き継ぎの問題とあるんですけど、もうちょっと情報開示の部分とかというのはニーズがなかったのかということがまず1つあります。

あと、次々期のやつに関しては、構築と保守、運用管理とか、そういったものを一体にするかどうかというのは、いろんなところである議論なんですけど、一般論として、こういう運用管理支援の業務が汎用性の高いものに関しては構築と分離したほうが効率的に調達できると。それで、汎用性の低いものについては一体的にやったほうが効率的だというふうに言えるんじゃないかなと思うんですね。

そうすると、その意味でいうと、今回の業務というのは、そういう運用管理支援業務というのが汎用性の低いものに当たるかどうかということに関しては、もう1回十分考えた

ほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○梶ヶ谷室長 それでは、まず1つ目でございますけれども、情報開示が不十分だったかどうかという点でございますが、これは第1期目の入札が、応札者が1者ございまして、そこでヒアリングを、実施要項を取得しながら応札しなかった会社が13者ございまして、そのうち7者から回答が得られたのでございますけれども、そこで指摘されているのが、やはり既存の業者が優位であることとか、あと引き継ぎ期間が短いということがございましたけれども、仕様書上の表現が不十分で業務量などの積算が難しいとか、そういったようなご指摘は特にございませんでした。

我々としては、新しい方にもできるだけ入っていきやすいように、コンタクトのありました事業者に対しては十分な説明を行っておりますし、その際に、業務で必要となる関連する用語の定義につきましても、国際規格等に基づいて、お互いこういうことで共有していきましよう、そういった姿勢は打ち出しているところでございます。

○石堂主査 分離するか統合するかのところはいかがですか。

○梶ヶ谷室長 また、2つ目でございますけれども、統合することのメリットなんですが、確かに先生のおっしゃるように、汎用性の低いもののほうがより統合になじむであろうということは、そのとおりだと思うんですが、ただ、汎用性の高いものにつきましても、やはり構築業者が有利であるということがございますので、うちもできるだけ、ネットワークシステムにつきましても汎用性の高いものにしようということが1つございますけれども、その上でも、統合による効率性というものを今回試してみたいというふうに考えておるところでございます。

○井熊副主査 こういうシステムって、いろんなサーバーとかいろんなものがあるので、全部を入れかえる、全部を入れかえる、全部を入れかえるという形でやっていけば、統合のメリットって出ると思うんですけども、例えば5つの機器があって、5つのうちの2つを更新しなくちゃいけないとか、3つを更新しなくちゃいけないとか、今まで自分の理解で起こってきたことというのは、5つを更新して、また全部次に5つを更新するのであればそういう競争って成り立つんですけど、それが2つを更新して、何となく2つを更新して、こうやってたすきがけみたいに2つ3つ、2つ3つとやると、一番初めにとった人が永遠に有利という状況がつかれる。言っていることはわかりますか。というようなことがあって、その後、どうやってそれを更新していくかによって統合のメリットって出るか出ないかって決まってくるんじゃないかなと思うんですよね。

ですから、その辺は、次々期のやつの終わったときにどうなるかということも含めて考えたほうがよろしいかなと思います。

○小尾専門委員 今回、これ、なかなか難しいところなんです、運用管理支援業務、結局10カ月程度ですよ。いろんなところが興味を示しているといっても、なかなか10カ月のために入札してくるってあまり考えられないと思うんですが、今回、これはなかなか、運用管理支援なので随契というわけにはいかないかもしれないんですけども、その点について基幹的なところで工夫されている点ってありますか。応札業者さんが増えるような取り組みとかいうのは。

○本山専門職 実際、今、お声がけしております、23社に声かけたんですけども、8社からは興味を持っていただきまして、見積もり、金額提示を受けているところでございます。

○小尾専門委員 それは、規模があんまり大きくない会社さんですか。

○本山専門職 規模は、大小かかわらず興味を持っていただいているところでございます。

○小尾専門委員 またちょっとあれかもしれません。そうすると、やっぱりその後をどうするか。今回、多分、新しいところが入ってくるとすれば、それをきっかけにして将来的に宮内庁さんとおつき合いをしたいというふうに考えてくるような、そういう会社が入ってくるということになると思いますので、これが終わった後どうなるかというのを、できるだけ早い時期に提示して行って、その後、あまりいい言葉じゃないかもしれないですけど、その後のもっといいものがありますよみたいなものを見せてあげるとかをやっていないと、今、なかなか協力していただけるようなことを言っても、実際にふたをあけてみるとそうでもなかったということもあり得ると思いますので、そこら辺も含めて考えていただきたいかなと思います。

どういうふうに統合していくかという話はあるとは思いますが、今回、多分、あまり魅力的に感じないのは、1つは確かに金額面で1,800万ぐらいということですから、あまり規模感が大きくないというのがありますので、そこら辺、統合がいいかどうかというのはもう1回考えていただけるということではあるとは思いますが、少し規模感とか時間的な問題ですね、どのくらいの期間調達を実際に業務をやらせるかということも含めて考えていただければなというふうには思います。

○大屋係長 すいません、情報セキュリティ係の大屋と申します。小尾先生からのご指摘に関してなんですけれども、当庁、今、本山のほうから、次の運用管理支援業務の調達に

当たって業者の皆様にお声をかけさせていただいて、いろいろご意見であるとか下見積もりであるとか、そういうものの取得のほうを行っているところなんですけれども、小尾先生の、まさにご意見を踏まえたというか、結果として沿った形として、次のまさに次々期の調達の構想の話というのも併せてお話をしております、業者の方には、宮内庁がネットワークシステムと運用管理支援業務を含めての再編をこのように考えていますという全体像、概要というものは示しつつ進めているところであります。

今回の運用管理支援業務でも、次々期のネットワーク再編においてもですけれども、これは第1期の市場化テストの件で行っている業務の調達の時もそうなんです、要件というものを明確化して、ちゃんと業者の皆様には、どのような業務を行うかというのを理解していただくこと、これは今回のパプコメの指摘にもありまして直しているところでございますけれども、それは常々努力をしているところでございます。

したがって、運用管理支援業務の範囲内での競争性を高める努力というものと、あとはネットワークのこのような調達の組み替えということで、次々期の話になりますが、こういうことで運用管理支援業務を含め、総合的に競争性を高め、また業務の明確化、切り分けを行って、多くの業者さんが理解して参入していただけるようにということで努力をしているところでございます。

○石堂主査 いいですか。それでは、本実施要項（案）につきましては、今議論ございましたように、次々期の契約に関するものも含まれておりましたけれども、比較的10カ月の小さい案件ではありますが、複数応札になるようにご努力いただくという前提で、本日をもって小委員会での審議は終了したものととして扱いたいと思います。

今後の実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成につきましては、私に一任していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（宮内庁退室）

○石堂主査 それでは、続いて事務局から報告事項があります。

それでは、順次ご報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から報告いたします。本日、2件ございます。続けて報告させていただきます。

まず、1件目でございます。案件は、市場化テスト実施中の事業に係る契約変更についてでございます。対象事業は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の情報基盤サービス業務でございます。本調達は、平成27年4月1日から平成32年10月31日の間の事業であって、当初契約額は28億2,420万円という事業規模になります。このたび、本機構より、平成30年7月以降の契約変更により2点仕様変更を行いたいとの申し出がございました。

1点目につきましては、ユーザー数の増加に伴う情報基盤サービスの拡充として、今年度に予定する部署の新設及び新たな事業の実施に伴う対応のための情報基盤の増設を実施します。2点目としまして、システムのセキュリティ強化としまして、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が定める次期サイバーセキュリティ戦略における政府機関等における強化・充実策への対応として所要の対応を実施するといった、以上2点についてそれぞれ契約の仕様の変更を予定しております。これら2点については、いずれも当初の契約時には想定されていなかった内容でございます。1件目の報告は以上です。

○石堂主査 今ご報告いただいた件につきまして確認する事項等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、次の報告をお願いいたします。

○事務局 続きまして、独立行政法人日本芸術文化振興会の情報システム総括運用管理支援業務の契約変更（案）についてご説明いたします。

資料の1ページにありますように、事業概要としましては、この情報システムは国立劇場等を結んでおりまして、基幹的なネットワークシステム、それからグループウェア、いわゆる電子メール等を含むもの、それからチケット販売のシステムなど、こういったものによって情報サービスを提供しているシステムでございます。本業務では、このシステムの総括的な運用管理、状況監視などを行っているものでございます。

契約期間としましては、この後、30年7月2日から33年3月31日までの2年9カ月を予定しておりまして、先日、実施要項（案）のご審議をいただきまして、請負業者は決まっております。契約金額は約5,000万円で、年間でいきますと約1,800万円ということで、規模的には小さいものでございます。

2番の契約変更の案ということで、今回、ご報告しますが、まず理由ですけれども、こちらの振興会において分室を新たに設けることになったということで、本業務の運用管理支援の対象としてこの分室も含めるということでございます。

契約期間は、先ほどお話ししたものと同じ期間でやっていくということになっております。

2ページ以降につきましては、下線部のところに基金部分室が追加になっておりまして、またその後ろに別紙についても基金部分室という記載が追加になっているということでございます。

説明としては以上となります。

○石堂主査 今ご報告いただいた件につきまして確認する事項等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、2件の報告については、小委員会としては異存なしとしたいと思います。

これで、本日の議事は全部終わりました。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —